

サラワク州法

第 A106 章

2003 年サラワク州生物多様性センター（改正）条例

1997 年サラワク州生物多様性センター条例[Cap. 24]の改正に関する
条例。

サラワク州議会により制定される。

略称及び開始

1. (1) 本条例は、2003 年サラワク州生物多様性センター（改正）条例と称することができ、本節(2)を条件として、大臣が官報での通知により指定できる日付に効力を生ずる。

(2) 第 11 節は 1999 年 1 月 1 日に効力を生ずる。

第 2 節の修正

2. 1997 年サラワク州生物多様性センター条例[Cap. 24]（本条例においては「現行の条例」という）を、「最高執行官」の定義の 2 行目の「評議会」を「サラワク州生物多様性センター」に置き換えることにより修正する。

第 5 節の修正

3. 現行の条例の第 5 節を以下のとおり改正する。

(a) 第(b)項最終行の「医療」の直後に「及び治療」を挿入する。

(b) 第(c)、(f)、(h)及び(i)項を以下の新たな第(c)、(f)、(h)及び(i)項に置き換える。

「(c) サラワク州生物多様性センターが採集した生物医学的資源の抽出物ライブラリーを、生理活性物質又はその医薬、医療、治療又は栄養学のための研究、調査又は適格審査、又は農業目的及びサラワク州で発見された生物資源の記録及びデータベースの整備のために利用できるよう整備する。

(f) 民族植物学又は民族生物学の調査及び研究を含む、サラワク州の先住民の社会による生物資源の伝統的な利用に関する調査、研究及び文書化を行う。

(h) 生理活性物質の適格審査及び、化学物質の特性評価を含む、遺伝子及びたんぱく質の分子研究のための施設を提供する。

(i) サラワク州の生物学資源から派生する医薬、医療、治療、栄養学、又は農業製品の研究又は開発を行うために、マレーシア国内外の他の機関又は組織との連携及び協力を構築する、及び

第 6 節の修正

4. 現行の条例の第 6 節の第(b)項を以下の新たな第(b)項に置き換える。

「(b) 医療又は治療成分に関する研究及び第 5 項(c)に定める目的による生物資源の抽出物のライブラリーの構築のために生物資源の採集を行う。」

第 11 節の修正

5. 現行の条例の第 11 節(1)の 3 行目「(1)」を「第 10 節(1)」に置き換える。」

第 21 節及び第 22 節の置き換え

6. 現行の条例の第 21 節及び第 22 節を以下の新たな節に置き換える。

「生物資源の保護」

21. (1) 評議会は、大臣の承認を得て、官報での通知により、いかなる生物資源についても以下の理由により保護資源（以下、「保護資源という」）として宣言することができる。

(a) 当該保護資源は、サラワク州生物多様性センター又はサラワク州生物多様性センターに協力する主体が実施する研究に基づき、医療、医薬、治療又は農業成分若しくは栄養学的な価値を有する、又は

(b) 当該保護資源は、本条令の目的によりサラワク州生物多様センターが実施する研究の目的に必要とされる、又は

(c) 当該保護資源は、保全又は保存のために保護される必

要がある。

(2) 何人も、評議会が発行する許可証なしに及びかかる許可に定める条件に従って、

(a) 保護資源の、その生息地又は当該資源が存在する又は生育されている場所からの採集する又は取り除く。

(b) 保護資源をサラワク州から持ち出す。

保護資源の採集に関する罰則

22. 評議会による許可証なしに保護資源をその生息地又は当該資源が存在する又は生育されている場所から採集する又は取り除くいかなる者も、違反行為を犯すことになる。5万リングットを超えない罰金又は3年を超えない禁固刑、又はその両方の罰則に処せられる。」

第22A節及び第22B節の新規追加

7. 現行の条例の第22節の直後に新たに以下の第22A節及び第22B節を挿入する。

「他の法律の遵守

22A. 本条例のいかなる内容も、州有の森林、保護林、保存林、国立公園、自然保護区又は野生生物保護区からの生物資源の採集、持出し、持ち去りに関する他の関連成文法への遵守を免除するものとみなされない。

サラワク州における科学的な調査又は研究の報告の提出

22B. サラワク州で発見される生物資源の科学的な調査又は研究を実施又は実行する者は、第35節(1)に定める規則を条件とし及びこれに従い、自己の負担において、当該科学的な調査又は研究の最終報告書の写しをサラワク州生物多様性センターに提出する。」

第23節、第24節及び第35節(1)の修正

8. 現行の条例の第23節、第24節及び第35節(1)において表記するすべての「生物学的」を「保護」に置き換える。

第 26 節の修正

9. 現行の条例の第 26 節 17 行目の「実施する (conducting)」を「実施する (conducting)」に修正する。

第 32 節の置き換え

10. 現行の条例の第 32 節を以下の新たな節に置き換える。

「起訴

32. 刑事訴訟規則[法令 593]第 377 節に従い、検察官又は書面により検察官から正当な権限を受ける者は、本条例又はその規則に定めるいかなる違反を起訴することができる。」

第 35 節の修正

11. 現行の条例の第 35 節の(2)(b) 2 行目の「5」及び同 3 行目の「1 年間」をそれぞれ「50」及び「3 年間」に置き換える。